

議案第16号

調布市教育員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

令和5年4月1日より調布市会計年度任用職員の報酬単価が一律20円引上げとなることに伴い、調布市教育委員会会計年度任用職員の報酬単価の引上げ、職種の追加等所要の改正を行うため、提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条，第3条—第6条，第8条，第9条関係）

会計年度任用職員配置表

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額 (円単位)	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設，設備，備品等の修繕，製作等学校用務に従事する職員の補助に關すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日 又は月16日	1,320	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校	学校事務専門員	教育委員会教育総務	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に關すること。	パソコン操作ができる者で	年219日	1,450	時

	校における 学校事務の 充実を図る ため		課		あるこ と。			
3	調布市立小 学校及び調 布市立中学 校における 調理業務の 充実を図る ため	学校給 食調理 専門員	教育委 員会教 育総務 課	調布市立小学校及び調布市立 中学校における学校給食調理 に関すること。	調理師免 許を有し ている者 又は調理 業務の経 験がある 者である こと。	年192 日以内	1,290	時
4	調布市立小 学校及び調 布市立中学 校における 用務業務の 充実を図る ため	調布市 教育委 員会技 能補助 員（用 務員）	教育委 員会教 育総務 課	調布市立小学校及び調布市立 中学校における学校用務作業 全般の補助に関すること。	—	週2日 から週 4日の うち所 属長が 指定す る日数 又は月 16日	1,100	時
5	調布市立小 学校及び調 布市立中学 校における 調理業務の 充実を図る ため	調布市 教育委 員会技 能補助 員（給 食調理 員）	教育委 員会教 育総務 課	調布市立小学校及び調布市立 中学校における学校給食調理 補助に関すること。	—	年192 日以内	1,100	時
6	調布市立小	学校栄	教育委	調布市立小学校における栄養	栄養士免	小学校	1,450	時

	学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	養士専門員	員会学務課	士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	許を有する者であること。	栄養士年219日 中学校 栄養士年220日		
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	年192日	1,620	時
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	年195日	1,100	時

9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス，校務の電子化，学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識，高い専門性を有する者であること。	月16日	1,720	時
10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列，その目録整備，図書館利用の指導補助，他の図書館との連絡・調整等，学校図書館の運営補助に関すること。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	年215日	1,220	時
11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	年215日	1,620	時
12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身近の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習，集団行動，登下校時等の指導に関するこ	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関	年215日	1,620	時

	営補助を行うため			と。 (3) 移動教室，修学旅行等の校外指導に関する事 (4) 前3号に掲げるもののほか，学級運営上必要な業務に関する事。	する専門的識見及び能力を有する者であること。			
13	調布市立小学校及び調布市立中学校における教員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学習指導に関する事。	教員免許状を有し，学校教育，家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	年172日	1,420	時
14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資質向上を図るため	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ，教育に関する専門的，技術的事項の調査・研究に関する事。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど，学校教育及び家庭教育等に関する高度な	年156日	1,620	時

					専門的識見及び能力を有する者であること。			
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	<p>(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。</p> <p>(2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。</p> <p>(3) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。</p>	<p>教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。</p>	<p>年96日から年192日のうち所属長が指定する日数</p>	1,620	時

16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	スクー ルソー シャル ワーカ ー	教育委 員会指 導室	<p>(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけに関する事。</p> <p>(2) 関係機関等とのネットワークの構築，連携・調整に関する事。</p> <p>(3) 学校内におけるチーム体制の構築，支援に関する事。</p> <p>(4) 保護者，教職員等に対する支援・相談・情報提供に関する事。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか，所属長が適当と認める業務に関する事。</p>	社会福祉士，精神保健福祉士の資格を有する者であること。	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	2,020	時
		チーフ スクー ルソー シャル ワーカ ー		<p>スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか，</p> <p>(1) スクールソーシャルワーカー対応事案等の進行管理，統括に関する事。</p> <p>(2) スクールソーシャルワーカーの人材育成に関する事。</p>	社会福祉士，精神保健福祉士の資格を有し，教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	年192日	2,520	時

17	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじめ、問題行動等の改善に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。	1校当たり年35日	2,020	時
18	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指	スクール・サポートスタッフ	教育委員会指導室	教員補助（授業準備、採点業務、教材作成の補助等）に関すること。	—	年172日	1,100	時

	導や教材研究に注力できる体制を整備するため							
19	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時
20	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答等）に関すること。	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤	年192日	1,590	時

					職員等の経験者であること。			
21	中学校における部活動の充実及び教員の負担軽減を図り、もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務（実技指導、安全に関する知識及び技能の指導、大会及び練習試合等の引率、その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等）に関すること。	—	教育委員会が定める日数	1,620	時
22	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るため	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相当の業務（学年・学級経営上必要な業務全般の補助、児童からの相談対応や登下校の見守り、学習・生活指導の補助等）	学校教職員、行政事務職員、一般企業における常勤職員等の経験者であること。	年192日	1,570	時
23	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げるもののほか、所属長は適当と認める業	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育	月8日から月16日のうち所	1,320	時

				務に関すること。	士の資格を有する者であること。	属長が指定する日数		
24	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	<p>(1) 来所相談業務に関すること。</p> <p>(2) 電話相談業務に関すること。</p> <p>(3) 就学，転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。</p> <p>(4) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか，所属長が適当と認める業務に関すること。</p>	<p>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士，公認心理師法による公認心理師，学校心理士認定運営機構・日本学校心理士のいずれかの資格を有する者又は資格取得見込みの者</p>	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	2,020	時

					であること。			
25	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	<p>(1) 電話相談業務に関すること。</p> <p>(2) 就学，転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか，所属長が適当と認める業務に関すること。</p>	教員免許状を有する者で，10年以上学校教育に関する職に就いていること。	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,620	時
26	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門員（専門的業務）	教育委員会図書館	<p>(1) 専門的業務の補助に関すること。</p> <p>(2) 窓口受付及び資料整理に関すること。</p> <p>(3) 電子資料利用者への支援業務，原資料の整理業務等に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか，調布市立図書館長が指定する事務に関すること。</p>	図書館司書資格を持っていること。	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,320	時
27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	週4日又は週3日	1,320	時
28	調布市立図書館における	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	週2日から週	1,320	時

	る図書館事業の充実を図るため		書館			4日のうち所属長が指定する日数		
29	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,130	時
30	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市立図書館館長が指定する事務に関すること。	図書館司書資格を有し、かつ、公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専門的な知見を有すること。	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,400	時
31	調布市郷土	郷土博	教育委	郷土博物館が所管する収蔵資	博物館又	週4日	1,620	時

	博物館事業の振興を図るため	博物館専門員	郷土博物館委員会	料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。			
32	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事，社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講座の企画・運営業務の実務経験が1年以上ある者であること。	月16日	1,620	時
33	教育委員会の各種事業の推進及び	保育士（臨時）	教育委員会各課	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は	教育委員会が定める	1,190	時

	市民の要望 に応えるた め		(室・ 所・ 館)		保育士資 格に準ず る資格を 有する者 であるこ と。	日数		
					無資格者			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後									改正前								
○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号									○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号								
第1条～第13条まで略									第1条～第13条まで略								
別表（第1条，第3条—第6条，第8条，第9条関係） 会計年度任用職員配置表									別表（第1条，第3条—第6条，第8条，第9条関係） 会計年度任用職員配置表								
番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額（円）	報酬単位	番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額（円）	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設，設備，備品等の修繕，製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	<u>1,320</u> 時		1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設，設備，備品等の修繕，製作等学校用務に従事する者であること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	<u>1,300</u> 時	
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	年219日	<u>1,450</u> 時		2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	年219日	<u>1,430</u> 時	

改正後										改正前											
	の充実を図るため											の充実を図るため									
3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	<u>年192日以内</u>	<u>1,290</u> 時					3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	<u>年192日</u>	<u>1,270</u> 時		
4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（用務員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数又は月16日	<u>1,100</u> 時					4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（用務員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数又は月16日	<u>1,080</u> 時		
5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（給食調理員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	<u>年192日以内</u>	<u>1,100</u> 時					5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（給食調理員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	<u>年192日</u>	<u>1,080</u> 時		

改正後								改正前							
6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	小学校 栄養士 年219日 中学校 栄養士 年220日	<u>1,450</u> 時	6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	小学校 栄養士 年219日 中学校 栄養士 年220日	<u>1,430</u> 時
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	年192日	<u>1,620</u> 時	7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	年192日	<u>1,600</u> 時
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における	調布市教育委員会技能	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関	調理師免許を有している者又は調理業務の経	年195日	<u>1,100</u> 時	8	調布市立小学校及び調布市立中学校における	調布市教育委員会技能	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関	調理師免許を有している者又は調理業務の経	年195日	<u>1,080</u> 時

改正後								改正前												
	調理業務の充実を図るため	補助員（応援給食調理員）		すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	験がある者であること。						調理業務の充実を図るため	補助員（応援給食調理員）		すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	験がある者であること。					
9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者であること。	月16日	1,720時				9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者であること。	月16日	1,700時		
10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類・整理、その目録整備、図書館利用の指導補助、他の図書館との連絡・調整等、学校図書館の運営補助に関すること。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	年215日	1,220時				10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類・整理、その目録整備、図書館利用の指導補助、他の図書館との連絡・調整等、学校図書館の運営補助に関すること。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	年215日	1,200時		

改正後								改正前							
11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	年215日	1,620時	11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	年215日	1,600時
12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	年215日	1,620時	12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	学級介助員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	年215日	1,600時

改正後								改正前							
				要な業務に 関すること。							要な業務に 関すること。				
13	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教員の指 導補助等 を行うた め	スク ール サポ ータ ー	教育 委員 会指 導室	調布市立小学 校及び調布市 立中学校の通 常学級におけ る特別な支援 を要する児 童・生徒への指 導補助や個別 的学習指導に 関すること。	教員免許 状を有 し、学校 教育、家 庭教育等 に関する 専門的識 見及び能 力がある 者である こと。	年172日	<u>1,420</u> 時	13	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教員の指 導補助等 を行うた め	スク ール サポ ータ ー	教育 委員 会指 導室	調布市立小学 校及び調布市 立中学校の通 常学級におけ る特別な支援 を要する児 童・生徒への指 導補助や個別 的学習指導に 関すること。	教員免許 状を有 し、学校 教育、家 庭教育等 に関する 専門的識 見及び能 力がある 者である こと。	年172日	<u>1,400</u> 時
14	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教職員の 資質向上 を図るた め	教育 経営 研究 室専 門研 究員	教育 委員 会指 導室	教職員の新任 研修及び経験 者等の研修を はじめ、教育に 関する専門的、 技術的事項の 調査・研究に関 すること。	教諭及び 教育管理 者として 長年にわ たり学校 教育に従 事するな ど、学校 教育及び 家庭教育 等に関する 高度な 専門的識 見及び能 力を有す	年156日	<u>1,620</u> 時	14	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教職員の 資質向上 を図るた め	教育 経営 研究 室専 門研 究員	教育 委員 会指 導室	教職員の新任 研修及び経験 者等の研修を はじめ、教育に 関する専門的、 技術的事項の 調査・研究に関 すること。	教諭及び 教育管理 者として 長年にわ たり学校 教育に従 事するな ど、学校 教育及び 家庭教育 等に関する 高度な 専門的識 見及び能 力を有す	年156日	<u>1,600</u> 時

改正後										改正前									
					る者であること。										る者であること。				
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (3) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的知識及び能力を有する者であること。	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	1,620	時		15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (3) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的知識及び能力を有する者であること。	年96日から年192日のうち所属長が指定する日数	1,600	時	
16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒が置かれた環境への働きか	スクールソーシャルワ	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きか	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する	年96日から年192日のうち所属長が	2,020	時		16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒が置かれた環境への働きか	スクールソーシャルワ	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きか	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する	年96日から年192日のうち所属長が	2,000	時	

改正後							改正前												
童・生徒の 家庭や学 校におけ る教育支 援の充実 を図るた め	一カ 一		けに関する こと。 (2) 関係機 関等とのネ ットワーク の構築, 連 携・調整に関 すること。 (3) 学校内 におけるチ ーム体制の 構築, 支援に 関すること。 (4) 保護者, 教職員等に 対する支 援・相談・情 報提供に関 すること。 (5) 前各号 に掲げるも ののほか, 所 属長が適当 と認める業 務に関する こと。	者である こと。	指定す る日数					童・生徒の 家庭や学 校におけ る教育支 援の充実 を図るた め	一カ 一		けに関する こと。 (2) 関係機 関等とのネ ットワーク の構築, 連 携・調整に関 すること。 (3) 学校内 におけるチ ーム体制の 構築, 支援に 関すること。 (4) 保護者, 教職員等に 対する支 援・相談・情 報提供に関 すること。 (5) 前各号 に掲げるも ののほか, 所 属長が適当 と認める業 務に関する こと。	者である こと。	指定す る日数				
			チー フス	<u>スクールソー シャルワー</u>	<u>社会福祉 士, 精神</u>	<u>年192日</u>	<u>2,520</u> 時												

改正後								改正前										
		クー ルソ ーシ ャル ワー カー		カーに掲げ る業務内容 のほか、 <u>(1) スクー ルソーシャ ルワーカー 対応事案等 の進行管理、 統括に關す ること。</u> <u>(2) スクー ルソーシャ ルワーカー の人材育成 に關すること。</u>	保健福祉 士の資格 を有し、 教育及び 福祉に關 する専門 的識見及 び能力を 有する 者である こと。													
17	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における カウンセリング等 の機能の 充実を図 り、不登 校、いじ め、問題行	調布 市スク ールカ ウンセ ラー	教育 委員 会指 導室	カウンセリング等を通じて、 児童・生徒の不登校、いじめ、 問題行動等の改善に關すること。	公益財団 法人日本 臨床心理 士資格認 定協会の 認定する 臨床心理 士、公認 心理師法 による公 認心理 師、学校	1校当 たり年 35日	<u>2,020</u> 時					調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における カウンセリング等 の機能の 充実を図 り、不登 校、いじ め、問題行	調布 市スク ールカ ウンセ ラー	教育 委員 会指 導室	カウンセリング等を通じて、 児童・生徒の不登校、いじめ、 問題行動等の改善に關すること。	公益財団 法人日本 臨床心理 士資格認 定協会の 認定する 臨床心理 士、公認 心理師法 による公 認心理 師、学校	1校当 たり年 35日	<u>2,000</u> 時

改正後								改正前											
	動等の改善に資するため				心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。					動等の改善に資するため				心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。					
18	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スクール・サポート・スタッフ	教育委員会指導室	教員補助(授業準備, 採点業務, 教材作成の補助等)に関すること。	—	年172日	<u>1,100</u> 時			18	一般教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	スクール・サポート・スタッフ	教育委員会指導室	教員補助(授業準備, 採点業務, 教材作成の補助等)に関すること。	—	年172日	<u>1,080</u> 時		
19	事務職員等の欠員補充対応及び大規	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助(各種手当支給, 旅費支給, 補助	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準	時		19	事務職員等の欠員補充対応及び大規	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助(各種手当支給, 旅費支給, 補助	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準	時	

改正後								改正前											
	模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため			金・交付金の申請等)に関すること。			じる。			模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため			金・交付金の申請等)に関すること。			じる。			
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時					栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時		
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時					養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時		
20	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助(任用書類作成, 調査回答等)に関すること。	学校教職員, 行政事務職員, 一般企業における常勤職員等の経験者であること。	年192日	<u>1,590</u> 時			20	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助(任用書類作成, 調査回答等)に関すること。	学校教職員, 行政事務職員, 一般企業における常勤職員等の経験者であること。	年192日	<u>1,570</u> 時		
21	中学校における部活動の充実及び教員の負担	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務(実技指導, 安全に関する知識及び技能の指導, 大会	—		教育委員会が定める日数	<u>1,620</u> 時		21	中学校における部活動の充実及び教員の負担	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務(実技指導, 安全に関する知識及び技能の指導, 大会	—		教育委員会が定める日数	<u>1,600</u> 時	

改正後								改正前									
	軽減を図り、もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため			及び練習試合等の引率,その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等)に関すること。						軽減を図り、もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため			及び練習試合等の引率,その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等)に関すること。				
22	小学校における授業の質の向上及び教員の負担軽減を図るため	エデュケーション・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相当の業務(学年・学級経営上必要な業務全般の補助,児童からの相談対応や登下校の見守り,学習・生活指導の補助等)	学校教職員,行政事務職員,一般企業における常勤職員等の経験者であること。	年192日	1,570時										
23	教育行政の充実に資するため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げるもののほか,所属長が適当と認める業務に関すること。	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者であること。	月8日から月16日のうち所属長が指定する日数	1,320時			22	教育行政の充実に資するため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	小・中学生の活動のサポート,教員・保育士・幼稚園教諭の資格を有する者であること。 生の安全管理	月16日又は月15日	1,300時	

改正後										改正前									
25	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関すること。 (2) 就学, 転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか, 所属長が適当と認める業務に関すること。	と。 教員免許状を有する者で, 10年以上学校教育に関する職に就くこと。	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,620	時		24	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関すること。 (2) 就学, 転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか, 所属長が適当と認める業務に関すること。	と。 教員免許状を有する者で, 10年以上学校教育に関する職に就くこと。	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,600	時	
26	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門員(専門的業務)	教育委員会図書館	(1) 専門的業務の補助に関すること。 (2) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (3) 電子資料利用者への支援業務,	と。 図書館司書資格を持っている者であること。	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,320	時		25	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門員(専門的業務)	教育委員会図書館	(1) 専門的業務の補助に関すること。 (2) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (3) 電子資料利用者への支援業務,	と。 図書館司書資格を持っている者であること。	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,300	時	

改正後								改正前									
				原資料の整理業務等に関する事務に 関すること。 (4) 前3号 に掲げるもの のほか、調 布市立図書館 長が指定する 事務に関する こと。									原資料の整理業務等に関する事務に 関すること。 (4) 前3号 に掲げるもの のほか、調 布市立図書館 長が指定する 事務に関する こと。				
27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関する事務に 関すること。	—	週4日 又は週3日	1,320時		26	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関する事務に 関すること。	—	週4日 又は週3日	1,300時	
28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関する事務に 関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,320時		27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関する事務に 関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,300時	
29	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関する事務に 関すること。 (2) 電子資料の整理業務等に関する事務に 関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,130時		28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関する事務に 関すること。 (2) 電子資料の整理業務等に関する事務に 関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,080時	

改正後								改正前										
	図るため			料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。		指定する日数				図るため			料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。		指定する日数			
	30	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市立図書館館長が指定する事務に関すること。	図書館司書資格を有し、かつ、公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専門的な知見を有すること。	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,400時										
	31	調布市郷土博物館	郷土博物館	教育委員	郷土博物館が所管する収蔵	博物館又は関連す	週4日	1,620時										
	29	調布市郷土博物館	郷土博物館	教育委員	郷土博物館が所管する収蔵	博物館又は関連す	週4日	1,600時										

改正後							改正前											
	事業の振興を図るため	館専門員	会郷土博物館	資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	る専門分野に対する識見を有する者であること。													
32	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	<u>社会教育主事、社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講座の企画・運営業務の実務経験が1年以上ある者であること。</u>	月16日	1,620	時										
33	教育委員会の各種事業の推	保育士(臨時)	教育委員会各	保育室開室時間等の保育業務に関するこ	保育士資格を有する者又は	教育委員会が定める		1,190	時									
	事業の振興を図るため	館専門員	会郷土博物館	資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	る専門分野に対する識見を有する者であること。													
30	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	<u>社会教育主事若しくは教員免許を有する者又は社会教育施設での実務経験が3年以上ある者であること。</u>	月16日	1,600	時										
31	教育委員会の各種事業の推	保育士(臨時)	教育委員会各	保育室開室時間等の保育業務に関するこ	保育士資格を有する者又は	教育委員会が定める		1,170	時									

改正後								改正前												
	進及び市民の要望に 応えるため		課 (室・所・館)	と。	保育士資格に 準ずる資格を 有する者 であること。	日数														
					無資格者															

附 則 (令和5年3月 日教委規則第 号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。